

青森県報

令和八年 二月二日 (月曜日)	第十二十三号
-----------------------	--------

目次
告示

- 令和七年度青森県一般会計補正予算（専決第一号）の要領（財政課）：一
- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………
- 障害福祉サービス事業者の指定……………

公 告

- 大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……………

（地域支援企業課業）
福祉が課い：

（高齢福祉課）
障険福祉課い：

示

青森県告示第三十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百七十九条第一項の規定に基づき令和八年一月二十三日専決処分した令和七年度青森県一般会計補正予算（専決第一号）の要領は、次のとおりである。

令和八年二月二日

青森県知事 宮下宗一郎

令和7年度青森県一般会計補正予算（専決第1号）

令和7年度青森県一般会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,062,645千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ752,430,197千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
款	項			
10 国庫支出金		125,245,342	1,062,645	126,307,987
3 委託金		2,898,006	1,062,645	3,960,651
歳 入 合 計		751,367,552	1,062,645	752,430,197
歳 出		補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
款	項			
2 総務費		42,136,523	1,062,645	43,199,168
6 選挙費		1,002,099	1,062,645	2,064,744
歳 出 合 計		751,367,552	1,062,645	752,430,197

青森県告示第三十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

令和八年二月二日

青森県知事 宮 下 宗 一郎

指定居宅サービス事業者	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う所	年月日
氏名又は名前	所在地又は住所	名所在地	年月日
社会福祉法人十和田	十和田市東三番	デサンプラー・セントラル	令和八年二月二日
社会福祉法人十和田	十和田市東三番	十和田市東三番	令和八年二月二日

青森県告示第四十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和八年二月二日

青森県知事 宮 下 宗 一郎

名称	指定障害福祉サービス業者	障害福祉の種類	障害福祉サービスを行う所	年月日
名称	所主たる事務所の所在地	事業	業	年月日
田代木造七	田代木造七	支援労働継続	のサード	年月日
千代木造六	千代木造六	結び	事業	年月日

公 告

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要について、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和八年二月二日

青森県知事 宮 下 宗 一郎

一大規模小売店舗の名称及び所在地

薬王堂青森新城店

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社薬王堂

青森市大字新城字平岡二五九の六四 外

三 岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目七の七

代表取締役 西郷孝一

1 市町村の意見の概要

建設工事や営業に伴う騒音等について、周辺住民や施設に不安を与えないよう、事前に説明会の開催やチラシの配布等の方法による周知に努めること。（指針二）

2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、それに係る関係省令及び青森市廃棄物の処理及び清掃に関する条例を遵守すること。（指針二（3））

3 青森市事業系一般廃棄物の減量化等に係る指示に関する要綱の規定により、事業系一般廃棄物の減量に関する計画を作成し、減量化及び資源化に努めること。（指針二（3））

4 青森市清掃工場では「リサイクルできる古紙類の搬入制限」を行っているため、段ボールや新聞だけでなく、雑がみ（空き箱、カタログ、コピー用紙など）の分別を行うなど、古紙類のリサイクルを行うこと。ただし、防水加工紙、感熱紙など、リサイクルできない紙類もあるため、古紙のリサイクルを行う業者と確

認すること。 (指針二一(3))

5 本市において災害が発生する又は発生のおそれがある場合、市民等が一時的に避難する場所として駐車場等の敷地の一部の使用や避難者への物資の提供など、災害時等の支援に係る協定等の締結について検討いただきたい。 (指針二一

(4))

6 定格出力が七・五キロワット以上の送風機（換気ファンや室外機の送風機部分等）や、燃料消費量が十五リットル毎時以上の灯油等のボイラーや設置する場合は、騒音規制法や青森県公害防止条例に基づく届出が必要であり、届出を要する設備を設置する場合は、規制基準を遵守すること。 (指針二二(1)(1))

7 重機等による除排雪を行う場合は、発生する騒音により周辺地域の生活環境を悪化させないよう、実施する時間帯等について十分分配慮すること。 (指針二二

(1)(2))

8 夜間の騒音レベル最大値予測結果において、多くの地点で基準値を超過しているため、確実に騒音対策が実施されるよう徹底すること。また、騒音に関する苦情があった場合には、誠実に対応し、解決に努めること。 (指針二二(1)(2))

9 廃棄物の保管については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める保管基準を遵守すること。 (指針二二(2)(1))

10 産業廃棄物と一般廃棄物が混在しないように保管場所を確保するほか、従業員への指導や掲示物など、保管場所が適正に使用されること。 (指針二二

(2)(1))

11 廃棄物の処理を委託する際には、廃棄物の種類により、それぞれ産業廃棄物処理業の許可を有する者（収集運搬、処分）、一般廃棄物収集運搬業の許可を有する者（収集運搬、処分）に委託する等、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める委託基準を遵守し適正に処理を行うこと。 (指針二二(2)(2))

12 廃棄物の種別について「金属製廃棄物等」、「ガラス製廃棄物等」及び「プラスチック製廃棄物等」、「廃油」などは、あらゆる事業活動に伴うものが産業廃棄物に該当するなど、その性状及び事業活動によつて、産業廃棄物若しくは一般廃棄物に該当するかが異なるため留意すること。 (指針二二(2)(3))

13 当該届出地は、市街化区域内にあるため、建築物を建築する目的で千平方メートル以上の土地の区画形質の変更が伴う場合は、許可を受ける必要があるため、あらかじめ断面図等準備したうえで、建築指導課開発指導チームまで問合せすること。 (指針二二(3))

四 大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者の意見の概要
意見書の提出なし

五 意見書の縦覧
1 場所

青森県経済産業部地域企業支援課及び青森市役所

2 期間
令和八年二月二日から同年三月二日まで

3 時間
午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

(発行所
青森市長・島一丁人)
森目一番一
県号

(印刷所
青森市第二間奥印刷株式会社
東奥印刷株式会社
三丁目七番七号)

定価小口一枚二付二十一円七十九銭
毎週月・水・金曜日発行